

「加工食品輸出クラスター」の組成による 加工食品の輸出促進について

令和7年3月

農林水産省
東北農政局

関連資料は東北農政局HPにも掲載しています。

加工食品の輸出促進 東北農政局

検索

https://www.maff.go.jp/tohoku/syokuryou/kakou_yusyutu/index.html



1. 2024年の農林水産物・食品の輸出額（品目別）

○ 加工食品（アルコール飲料を含む）の輸出額は**5,341億円**であり、2024年の輸出実績 1兆5,073億円のうち**約35%の構成比**を占める重要な品目。

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
加工食品	534,182	+4.8
アルコール飲料	133,739	▲ 0.5
日本酒	43,469	+5.9
ウイスキー	43,651	▲ 12.8
焼酎（泡盛を含む）	1,721	+4.8
ソース混合調味料	62,991	+15.9
清涼飲料水	57,433	+7.0
菓子（米菓を除く）	34,372	+11.9
醤油	12,189	+21.3
米菓（あられ・せんべい）	6,571	+7.7
味噌	6,313	+24.6
畜産品	139,553	+5.6
畜産物	107,346	+6.5
牛肉	64,828	+12.1
牛乳・乳製品	30,548	▲ 0.8
鶏卵	7,113	+1.8
鶏肉	2,481	▲ 2.9
豚肉	2,375	▲ 11.1
穀物等	74,185	+11.2
米（援助米除く）	12,029	+27.8
野菜・果実等	73,209	+9.1
青果物	48,855	+9.9
りんご	20,136	+20.5
ぶどう	5,932	+14.7
いちご	5,405	▲ 12.3
かんしょ	3,602	+24.3
ながいも	3,377	+0.2
もも	2,953	+13.2
かんきつ	1,487	+11.9
かき	1,131	+2.3
なし	1,022	▲ 14.2

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
その他農産物	155,893	+19.8
たばこ	19,947	+10.4
緑茶	36,380	+24.6
花き	9,816	+20.6
植木等	7,916	+26.9
切花	1,643	▲ 3.7
林産物	66,728	+7.5
丸太	28,227	+22.2
木製家具	8,142	+10.9
製材	7,388	+14.1
合板	7,299	▲ 25.7
水産物（調製品除く）	281,872	▲ 6.3
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	69,489	+0.9
ぶり	41,427	▲ 0.8
真珠（天然・養殖）	41,189	▲ 9.7
かつお・まぐろ類	20,095	▲ 11.3
いわし	10,812	+9.3
さば	9,808	▲ 19.5
錦鯉	7,232	+8.0
たい	6,904	+4.8
さけ・ます	5,651	▲ 16.4
すけとうたら	1,148	▲ 36.2
さんま	435	+87.0
水産調製品	79,006	▲ 11.6
ホタテ貝（調製）	17,717	▲ 15.6
練り製品	11,271	+8.1
なまこ（調製）	10,501	▲ 38.0

※ 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2. 食品製造業における輸出の課題・加工食品の輸出において必要な対応

- 輸出に取り組む際の課題としては、「販路開拓のための取引先の確保」、「現地ビジネスパートナーの確保」、「現地規制や商習慣に関する情報の入手」、「輸出を担当する人材の確保・育成」等の割合が多くなっている。
- 加工食品の輸出にあたっては、輸出先国の**食品安全・添加物・表示・包材等の規制・基準**について、**国・品目・製品ごとの対応**が必要。

○ 食品製造業が輸出に取り組む際の課題（複数回答）

（回答者数：930事業所）

販路開拓のための取引先の確保	現地ビジネスパートナーの確保	現地規制や商習慣に関する情報の入手	輸出を担当する人材の確保・育成	HACCP 施設等の整備	現地の規制（添加物、表示等）への対応	現地の嗜好にあった商品開発	物流手段の確保や物流コストの削減	投資資金の確保
32.0%	28.1%	25.8%	25.8%	25.7%	25.2%	20.6%	18.5%	18.4%

※ 出典：「令和3年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」「食品産業の経営課題等に関する意識・意向調査」（農林水産省）
調査期間：令和3年9月下旬～10月中旬

○ 輸出に際し必要な対応例

施設認定・登録

○食肉や水産物を主な原料とする加工食品は、施設基準や衛生基準（HACCP）を満たした施設の認定が必要な場合があり、施設改修も伴う。
○中国へ食品を輸出する場合、製造企業登録を行うことが必要。

食品添加物

○国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、使用できない添加物を使用している場合、代替添加物に変更し、商品を製造することが必要。

容器・包材

○国ごとに包装容器の品質規格・条件が異なることから、内容を確認の上、認められた容器・包材を使用する必要。

表示

○国ごとに栄養成分等の表示ルールが異なることから、内容を確認の上、ラベルを印字又は添付する必要。

ハラール・コーシャ

○原材料、加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等サプライチェーンを通じた対応が必要。

混合食品

○EUへの輸出では、動物由来の原料（乳、卵、水産物など）が含まれる混合食品の場合、その原料がEU基準を満たしていることが必要。

3. 加工食品輸出クラスターによる輸出促進に向けた取組

- 「加工食品輸出クラスター」とは、個社単独では難しい人的面・資金面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者が連携して輸出拡大に取り組む体制のこと。
- 農林水産省では、輸出拡大実行戦略（※）に基づき、加工食品輸出クラスターの組成を支援。
- クラスターの取組内容は、難易度に幅があり、課題、対象国・品目、体制、予算等を踏まえ、決める必要がある。



<加工食品輸出クラスターの取組内容（例）及び難易度（イメージ）>



※ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和5年12月25日 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）（抜粋）

- 地域の中小食品製造事業者等については、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、棚の確保を行うことが困難であるため、地域の食品事業者等の協業の推進により、このような課題の克服を目指す。
- 輸出先国・地域のニーズに対応した加工食品の製造を促進するため、地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの形成を支援する。

4. 加工食品輸出クラスターの体制

- 加工食品輸出クラスターの体制は、目的、取組内容、人材・財政状況等によって様々であり、関係者でよく議論して決める必要がある。
- 事務局は、構成員の食品製造事業者、行政機関、地域商社等が担っているが、委託事業者のノウハウの活用等のため、一部外部委託することもあり得る。

○ 加工食品輸出クラスターの体制（イメージ）

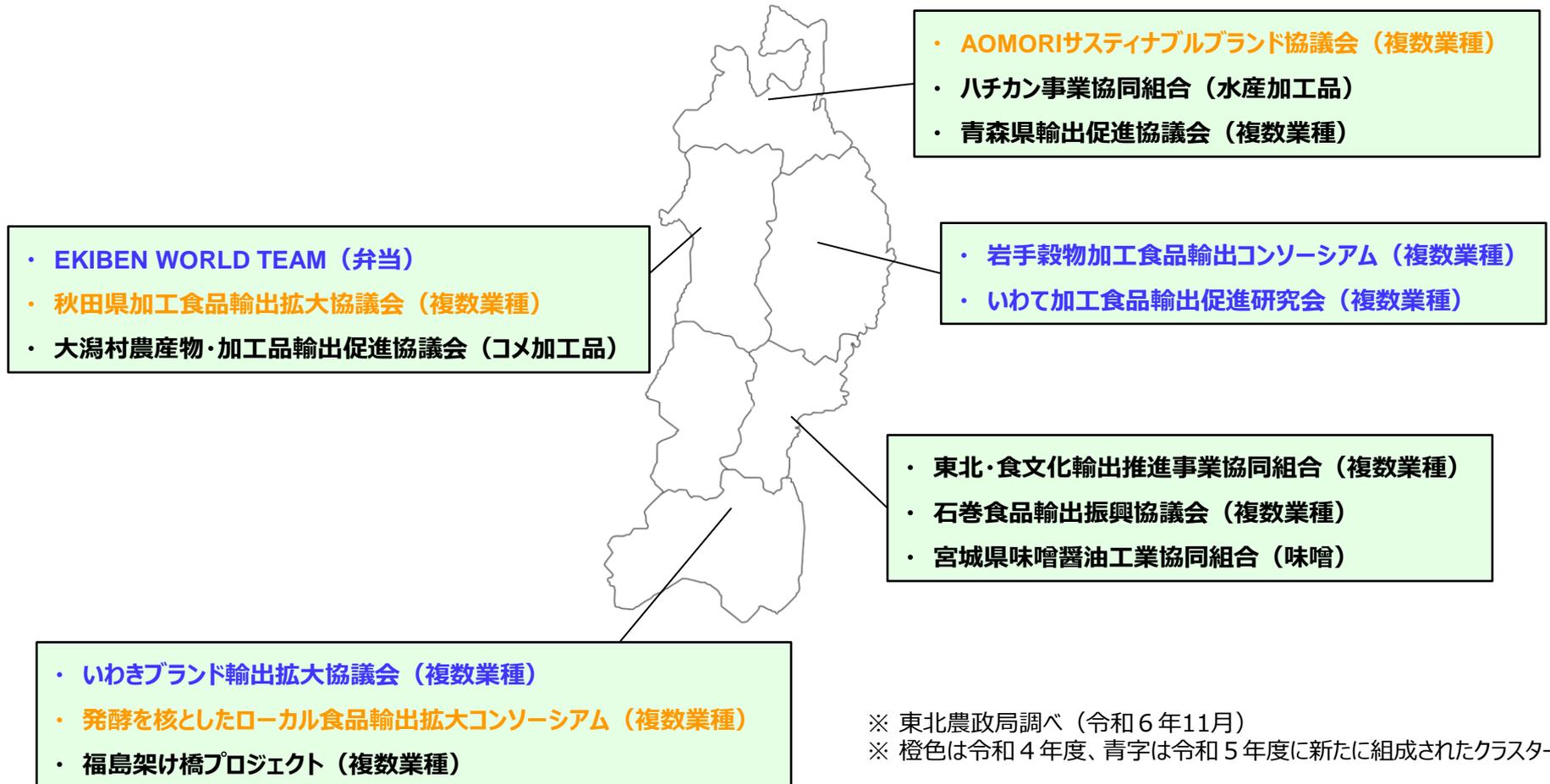
類型	体制	事務局	メリット（一例）	デメリット（一例）	事例
民間 主導型	食品製造事業者中心で構成される体制	食品製造事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担を抑えることができる。 ・速やかな意思決定が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出のノウハウが不足する場合がある。 ・事務局を引き受ける事業者負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県輸出促進協議会 ・岩手穀物加工食品輸出コンソーシアム ・発酵を核としたローカル食品輸出拡大コンソーシアム ・愛知県食品輸出研究会 ほか
	食品製造事業者中心で構成し事務局機能を外部事業者の一部委託する体制		<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の知見やノウハウを活用できる。 ・事業者は本来業務に専念できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者への費用負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・AOMORIサステナブルブランド協議会 ・秋田県加工食品輸出拡大協議会 ほか
行政 関与型	行政機関（外郭団体等を含む）中心で構成される体制	行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・会員間の公平性が保たれる。 ・支援（予算等）が受けられやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に時間がかかる恐れがある。 ・行政の関与及び支援がなくなると取組が頓挫する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻食品輸出振興協議会 ・（公社）鹿児島県貿易協会 ほか
一体型	食品製造事業者に加え地域商社・物流事業者（+場合によっては行政機関）等で構成される体制	地域商社等	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の輸出に向けた取組が進めやすい。 ・商流や物流が一本化できコストダウンにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が多くなることで、意思決定が難しくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて加工食品輸出促進研究会 ・東海食品輸出コンソーシアム ほか

（参考）「加工食品輸出クラスターの取組事例」：https://www.maff.go.jp/tohoku/syokuryou/kakou_yusyutu/index.html#zirei

5. 東北地方における加工食品輸出クラスター

- 東北地方の各地域においては、食品製造事業者等による加工食品輸出クラスターが新たに組成され、連携した輸出の取組が始まっているほか、既存の団体が新たに加工食品輸出クラスターとして加工食品の輸出に取り組むケースも出ている。
- 取扱品目は、単一又は複数があり、地域の事業者の実情に応じ様々である。

(参考) 東北地方における加工食品輸出クラスターの事例



6. 東北農政局における加工食品輸出クラスターの組成等に向けた取組①

- 東北地方において加工食品輸出クラスターの組成をさらに進めるため、食品製造事業者、業界団体、支援機関、行政機関等が一同に会して課題及び解決策等を検討する「加工食品輸出クラスター組成のための意見交換会」を令和5年度、管内各県において開催。意見交換会では、**クラスター化のメリットについて多くの意見が出た一方で、事務局負担、既存の商流との調整等の課題**についても意見が出された。

【加工食品輸出クラスター組成のための意見交換会】

- | | | | |
|-------|---------------|-------|---------------|
| ◆ 山形県 | 令和5年9月8日（金） | ◆ 岩手県 | 令和5年10月31日（火） |
| ◆ 福島県 | 令和5年11月29日（水） | ◆ 青森県 | 令和5年12月7日（木） |
| ◆ 宮城県 | 令和6年2月2日（金） | ◆ 秋田県 | 令和6年2月5日（月） |

参加者：県内に所在する加工食品製造事業者、食品産業協議会、ジェトロ、中小機構、日本政策金融公庫、地域商社、金融機関、県の食品産業や輸出の担当者、東北農政局（本局・県拠点）等

- 議 題：・ 各県及び各事業者における加工食品輸出の状況について（発表・質疑応答）
・ 「加工食品輸出クラスター」組成に向けた取組について（意見交換）
・ 「加工食品輸出クラスター」組成及び輸出拡大に向けた支援策等の紹介 等

意見交換会で出た「加工食品輸出クラスター」組成に係る主な意見

- ・ 特に中小の事業者では、単独での輸出は難しくても**クラスターを組成することで輸出が進めやすくなる**。
- ・ 単独では難しい大規模展示会への参加等、**複数事業者が集まることで新たに出来る取組が増えるようになる**。
- ・ 複数事業者の商品を揃えて展示会等に出展することでバイヤーの目にも留まりやすくなり、**相乗効果が狙える**。
- ・ クラスターに「協力する」という消極的な意識ではなく、「**一緒に取り組む**」という積極的な姿勢が必要ではないか。
- ・ 輸出に対する**事業者の経験値に差がある場合、クラスターの取組でその差を埋めていくことが大事ではないか**。
- ・ 事業者ごとに**既存の商流がある場合、その商流の調整が上手くいくかがポイント**になるのではないか。
- ・ クラスターの組成が目的ではなく、**実際に商品を輸出して売上を上げることができているのが最大の課題**である。
- ・ 事務局の負担が過大とならないよう、**参画する事業者間で役割分担をしながら取組を進めることが重要**となる。
- ・ 輸出に当たっての**情報交換の場としてもクラスターは効果的**ではないか。

6. 東北農政局における加工食品輸出クラスターの組成等に向けた取組②

○ 東北地方において更なる加工食品輸出クラスターの新規組成を目指しつつ、輸出を行う食品製造事業者の裾野拡大のため、関係機関からの情報提供や既存クラスターからの取組事例を紹介する「加工食品輸出クラスター組成のための食品製造事業者等向け勉強会」を、令和6年度に開催。

【加工食品輸出クラスター組成のための食品製造事業者等向け勉強会（オンライン開催）】

◆ 第1回 令和6年7月30日（火） ◆ 第2回 令和6年12月5日（木）

参加者：東北管内の食品製造事業者、食品産業協議会、地域商社、物流事業者、金融機関、ジェトロ、中小機構、県の輸出や食品産業の担当者、東北農政局（本局・県拠点）等

議 題：
・ 加工食品の輸出について（講演）
・ 加工食品輸出クラスターの組成について（講演）
・ 質疑応答 等

加工食品輸出クラスターの組成に係る主な講演概要

＜秋田県加工食品輸出拡大協議会（秋田県）＞

- ・ イベントの際は役割分担しプレスリリースが得意な事業者をお願いしたり、事務局が負担にならないようにしている。
- ・ 会員は、**個社単位の商談の際にも他会員の商品を持っていく**ようになり、これにより、成立した商談もたくさんある。

＜石巻食品輸出振興協議会（宮城県）＞

- ・ **石巻市は事務的機能、フィッシャーマン・ジャパン・マーケティングは地域商社的機能に注力して結果に繋がった。**
- ・ 米国の顧客の事務所に**通い営業を一緒に行った結果、人間関係ができ、そこから取引が加速拡大していった。**

＜AOMORI サステイナブル ブランド協議会（青森県）＞

- ・ 自社の利益だけではなく**協議会全体のブランド力向上、販路拡大**に取り組むことを意識する点を大事にしている。
- ・ 会員毎に**ターゲット層が異なるため異なる層にアプローチでき、共通ブランド化でより広いターゲット層にPR**できる。

＜（一社）発酵を核としたローカル食品輸出拡大コンソーシアム（福島県）＞

- ・ **米系問屋に直接アカウント等があるSan-Jの商流・物流をプラットフォームとして使っていただき、そこにいろんな商品を乗せ、パイプを太くしているような事業者**に利用してもらうことに取り組み始めている。

（参考）「加工食品輸出クラスター組成のための食品製造事業者等向け勉強会」の概要・資料

https://www.maff.go.jp/tohoku/syokuryou/kakou_yusyutu/index.html#benkyoukai

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 401百万円】

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、輸出人材の確保や販路開拓等単独での輸出の取組を行うことが困難です。このため、多様な商品について地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等を支援します。

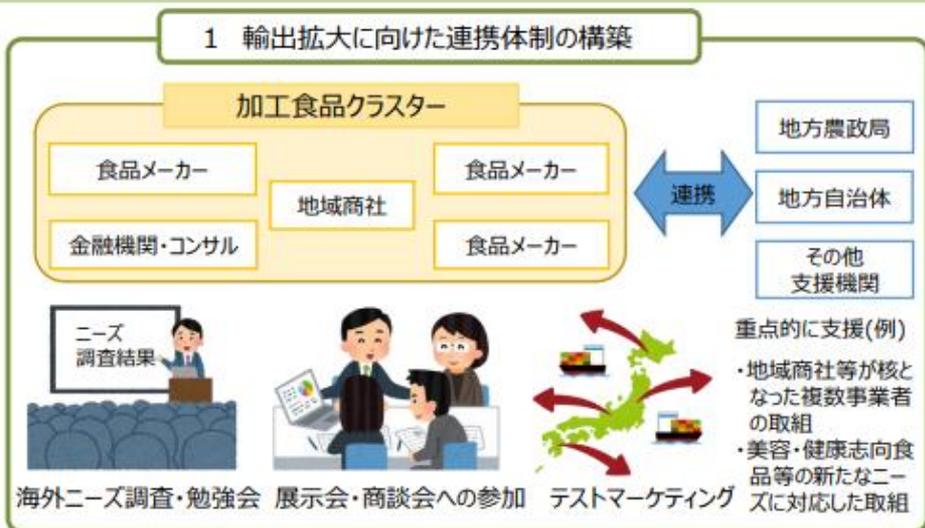
2. 輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等

輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用を支援します。

3. 加工食品クラスター組成・育成・輸出事業計画の策定支援等

1、2による取り組みの管理や遂行のサポート、輸出事業計画の策定支援等を行います。

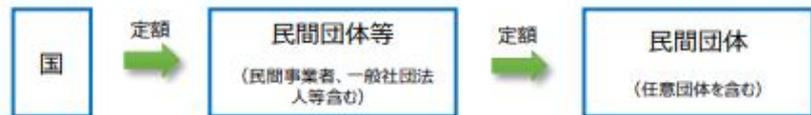
<事業イメージ>



2. 現地ニーズに対応するための機械の導入等



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2068)